

岩手県監査委員告示第26号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第8号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年6月5日

岩手県監査委員 中 平 均  
岩手県監査委員 工 藤 勝 子  
岩手県監査委員 菊 池 武 利  
岩手県監査委員 谷 地 信 子

- 1 監査対象機関名 岩手県釜石警察署
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成20年11月11日
  - (2) 本監査実施日 平成21年1月14日
- 3 監査結果の公表の日 平成21年3月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
宿日直手当の支給に当たり、支給すべき職員を誤ったため、手当額が多く支払われているものが1件、28,800円、未支給となっているものが1件、28,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた1件、28,800円については平成20年12月15日に返納し、未支給となっていた1件、28,800円については平成20年12月15日に追給した。 今後は、チェック体制の一層の強化を図り、適正な事務執行と再発防止に努めることとした。